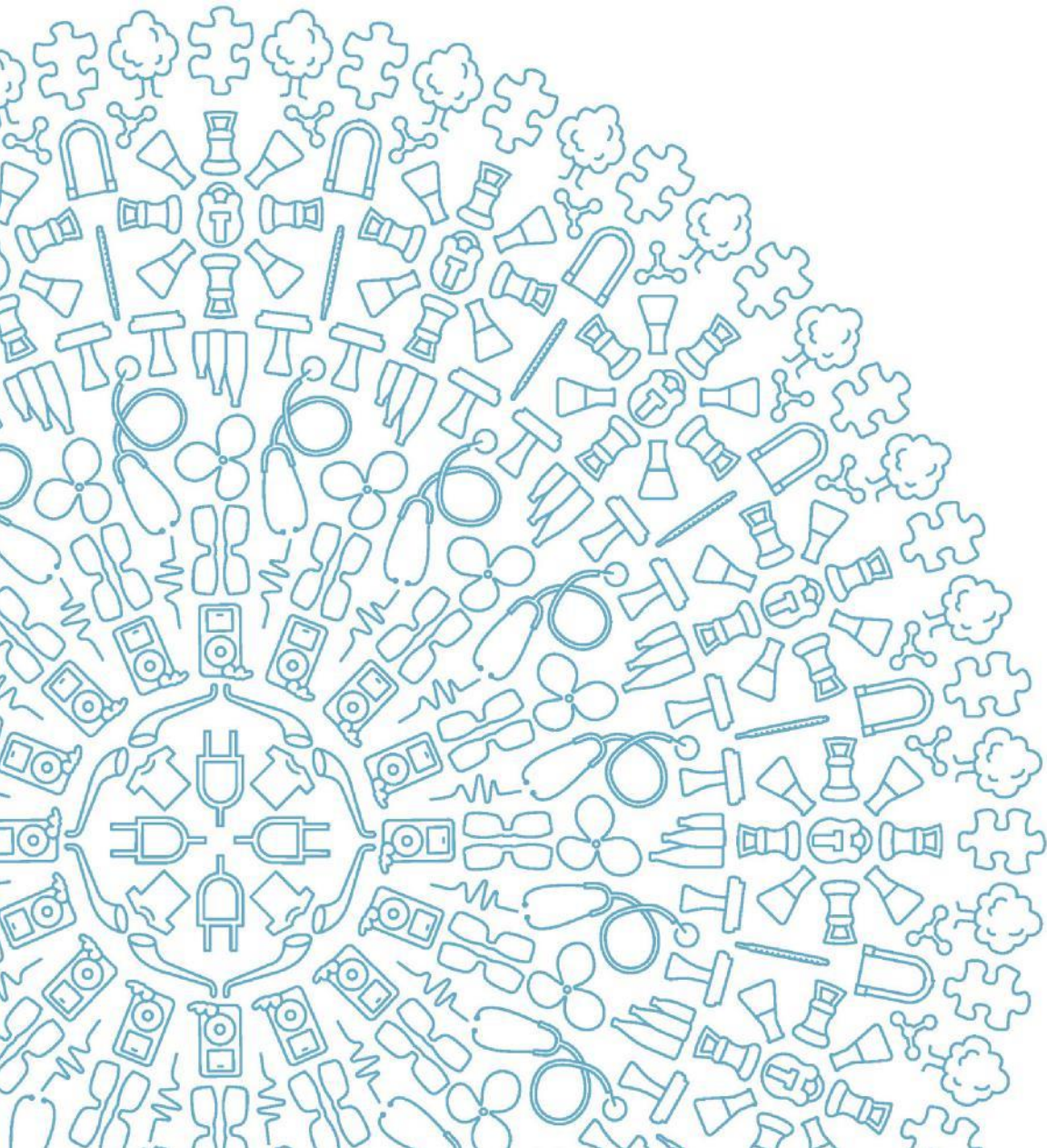


欧州の新しい単一特許と 統一特許裁判所の制度の ご案内



目次

はじめに	2
なぜ変更するのか？経緯の概要	2
新制度の法的枠組み	2
制度の概要	3
制度の詳細	3
単一特許	3
統一特許裁判所の機構	4
手続言語	5
裁判官の構成	5
裁判管轄	6
移行期間	6
統一特許裁判所の機構の実務的な影響 おわりに	7
Bristows のサービス	8

はじめに

本書は、欧州での特許の取得及び権利行使についての現行制度の変更についてご紹介するものです。この変更は2018年初夏に実施される見込みです¹。

変更後は、EUの大部分に及ぶただ一つの「単一」特許が現行の欧州特許制度のユーザーに用いられ、全ての特許所有者の既存の及び将来の欧州特許は原則として、新たな統一特許裁判所（「UPC」）の管轄下に置かれることとなります。

以下においては、UPCの歴史とこれまでの経緯を辿っていきます。また、新制度が開始した際に、UPCがどのように機能し、ユーザーは何を予想すべきかについて、皆さまのお役に立つ考察を提供するために、制度に関する法的枠組みと概要にも触れていきます。

なぜ変更するのか？ - 経緯の概要

特許の付与と権利行使の両方を網羅する欧州全域に及ぶ特許制度を構築することはEUの当初からの政治的な目標でした。その目標の達成は長らく困難でしたが、1973年の欧州特許条約（以下「EPC」）の署名により大きく前進しました。これにより、1978年から集中的な出願プロセスを通じて欧州特許を付与している、ミュンヘンに所在する欧州特許庁（EPO）が設立されることになったのです。

新制度の姿は、特段理論的で最適なものには見えませんが、これは政治的かつ法的な発展の結果なのです…

しかし、欧州特許の付与時には、特許権者は欧州特許を有効化（バリデーション）する国を選択しなければならず、そのため1つの欧州特許出願は国内特許の「束」となります。特許付与後の9か月以内に異議申立手続きが提起された場合は、束全体が中央の（そして厳しく批判されている）異議申立手続きに従う一方、その権利行使は常に国内裁判所の管轄事項でした。この主な理由は、EC規則1215/2012²で具体化されたブリュッセル条約で、特許の有効性は国内裁判所の専属事項とされていたからです。

特許の付与は集中的に行うにもかかわらず、国毎の権利行使が求められるという、この制度を変更しようという政治的な要望は、40年以上前にEPCの署名がされて以降、ずっと続いていました。共同体特許条約を通じた試みは、失敗に終わりました。1999年に新たな取り組みが始まり、EPCに関する選択的な訴訟手続がパリで話し合われ、数年経りましたが、やはり失敗に終わりました。その途中の2000年に、欧州委員会は共同体特許の創設も提案しました。様々な失敗を経て、欧州委員会の構想は、現在は単一的効力を有する欧州特許（より一般的には単純に「単一効特許（単一特許）」と呼ばれる）として知られるものに姿を変えました。また相前後して、今日では統一特許裁判所（UPC）として知られる、これらの特許と既存の欧州特許の権利行使のための新たな集中的な裁判所の創設が合意されました。

以下において簡潔に説明する新制度の姿は、特段理論的で最適なものには見えませんが、2009年から2012年にかけての期間における政治的及び法的発展の結果であり、特に以下に述べる2つの事項が重要です。まず、2011年3月にGJEUは意見を示し、これは新制度確立のために提案された取り決めは、EU加盟国でないEPC参加国が含まれるのであれば合法ではないと判断したものと広く解されています。これにより、1つの裁判所が、欧州特許のスイスのような非EU加盟国の指定についても判断を行う可能性がなくなりました。次に、後日25か国のEU加盟国に拡大しますが、当初は数か国からなるグループが（不当にスペインやイタリアが非難されている）言語の問題に関する行き詰まりを終わらせるために、単一特許を創設する「強化された協力(Enhanced Cooperation)」の手続きを開始しました。

新制度の法的枠組み

上記で述べた政治的及び法的な制約に伴い、新制度は別々でありつつも相互に関連する3つの法律文書を通じて創設されました。最初の2つはEU規則1257/12と1260/12で、一般的にそれぞれ単一特許規則と言語規則と呼ばれています。これらは両方とも施行されていますが、3つ目の法律文書であるUPC協定が発効して初めて効力が生じます。この協定は25のEU加盟国間の条約であり（但し厳密にはEUとは無関係）、単一特許と従来型の欧州特許の訴訟のための共通の裁判所を設立するものです。

新制度は別々でありつつも相互に関連する3つの法律文書を通じて創設されました。

¹ ドイツで2017年3月31日に提起された憲法上の異議申立てが却下されることが条件となります。

² これはより知られているEC規則44/2001を改定したものです。

UPC 協定は、2013年2月19日に署名されましたが、効力を発するには、イギリス、フランス、ドイツに加え他10か国の加盟国による批准が必要です。新たな裁判所設立のために実務上どうしても長い期間がかかることに加えて、この批准手続きがあるために、開始日が遅れ、更に2016年6月にイギリスがEUを離脱することを決定したために遅れが長引きました。

制度の概要

新制度では、2007年3月1日³以降に出願され、新制度が効力を発する日に係属していた全ての特許出願を含む（この点は出願人には重要です）欧州特許の出願人は、関連する参加国の国内指定を行わずに単一的効力を有する特許を要求することができます。但し、従来の方法で新制度には参加していない他のEPC加盟国（スペイン、スイス等）を追加的に指定することもできます。単一特許にバリデーション手数料はかからず、（6～12年の期間のみ）1つの翻訳が要求されます。

UPCは一つの裁判所ですが、多くの国に部を有し、権利侵害訴訟や特許取消訴訟を審理し、その両方が提起された場合には通常は併合して審理します。そして、どの部が訴訟の審理を行うかにかかわらず、全ての関連する国々に効力を有する判決を下し、命令を出すことができます。UPCは、単一特許及び（複雑な7～14年の移行期間に従うこととなります）欧州特許にも専属管轄権を有します。かかる欧州特許には、既存の欧州特許やそれらの補完的保護証明書（以下「SPC」）を含みます。そのため、この制度は重大な遡及的効果を有し、UPCが効力を発生する時点で存在する全ての欧州特許やSPCに影響が及びます。

制度の詳細

単一特許

単一特許は2007年3月1日³に遡って従来型の欧州特許の出願にも付与されます。正式な締切日はありませんが、マルタは2007年にEPCに加入したため、それ以前に行われた欧州特許の出願にはマルタが含まれていませんでした。そのような出願はマルタを含んでおらず、且つマルタはUPC協定を批准しているため、2007年3月以前の出願は単一的効力を受ける資格がありません。クロアチアは未加入ですが、加入するとなればクロアチアがEPCに加盟した2008年1月にかかる締切日が繰り上がるようになります。

特許審査手続きは影響を受けませんが、特許が付与されると、付与後1か月以内に単一的効力を要求することができる新たなオプションが発生します。EPOはEUからの委譲を受け、このプロセスを定める一連の新ルールや単一特許の事務に関するその他

の実務を取り扱うこととなります。注目すべきことに、ここには更新手数料の水準設定も含まれていません。

単一特許については、単一特許規則と言語規則へ加盟し、UPC協定への署名を行った全ての国々（現在のところ、EU全体からスペイン、ポーランド、クロアチアを除いた25か国）に対して効果を有するのかとよく誤解されます。しかしながら、正確な範囲は、対象となる欧州特許出願につき特許付与がされた時点において、UPC協定を既に批准していた国の数によります。また、その後批准した国の数が増え、個々の単一特許が取得した適用範囲が増えることはありません。単一特許の地理的な適用範囲は、特許付与の時点で確定します⁴。もっとも、既に明らかなのは、単一特許は3つの最も重要な特許管轄地、すなわちドイツ、イギリス、フランス（これら3国は制度が発効する前にUPC協定を批准し、批准書を預託する必要があるため）に加えて、UPC協定の批准書の預託を実施した他の国々（2017年8月時点で13カ国ですが、近々更に増えると予想されています）を対象とすることです。

既にはっきりしているのは、単一特許は3つの最も重要な特許管轄地、すなわちドイツ、イギリス、フランス…を対象とすることです。

上記で短く述べた通り、特許付与に際してバリデーション手数料はかからず、制度発足後の最初の6～12年間は1つの翻訳の提出が必要です。翻訳の提出が求められるのは、言語に関する問題を解決するためです。歴史的に、そして多くの国々で現地語に翻訳する必要性を未然に防ぐロンドン協定の成立にもかかわらず、特許が自国民にとって外国語である言語によってのみ付与されるべきではないという懸念を表明する国々もあります。そこで、言語規則における言語制度は、全ての単一特許が少なくとも英語で利用できるようにしています。

そのため、フランス語又はドイツ語でEPOに出願された特許（全体の25%）は、英語への翻訳が要求されます。英語で出願された単一特許を別のEU公用語に翻訳することを求める相互条項もあります。これはどのEU公用語の可能性もあるため、現在のところ将来スペインに単一特許が及ぶ可能性はないにもかかわらず、スペイン語も含まれます。またフィンランド語やオランダ語のような、それほど普及していない言語に翻訳されることもありえます。

³ マルタのEPCへの加盟日

⁴ 単一特許の適用範囲を確認するためには、相当な注意を払うことが必要となり、単一特許に関するFTO (Freedom to Operate) 調査を行う際にかなりの混乱を招く可能性もあります。

更新手数料の水準は、単一特許にとって重要な要素です。出願人にとって単一特許を魅力あるものにするのと、特許付与機関としてEPOの帳簿上の収支を保つことに折り合いをつける微妙なバランスがあります。更新手数料については、「真のトップ4か国」の基準で設定する合意が成立しました。これは大まかに言って、ドイツ、フランス、イギリス及びオランダ⁵で欧州特許を更新することに相当します。この手数料水準がどの程度魅力的なものになるかはまだ分かりません。

単一特許の更新手数料として、現在各国の権利の更新時に支払っている金額よりも多く支払ってもいいと思う出願人は少ないでしょう。結局のところ、緊縮財政下にあり、中国、シンガポール、マレーシアやその他の新興市場といった以前はそれほど重要でなかった極東の国々で保護を受けることへの圧力が増している時に、更新手数料の予算を引き上げる企業は（仮にいたとしても）ほとんどいないでしょう。それゆえ、ほとんどの特許権者が単純に計算してより安いオプションを選ぶ可能性があります。

全ての国々で保護を受けるか全く受けないかということです

現行制度の下では、出願人は当初は6、7カ国でパリデーションを行っても、数年後には2、3カ国あるいは1カ国に減らすことがあります。単一特許においては、当然ながら、これはできません。全ての国で保護を受けるか全く受けないかのどちらかしかありません。全ての国で特許を放棄するという選択肢は現実的ではないので、代わりにスペインやスイスで保護を残しておくことで満足するでしょう。そのため、単一特許ではパリデーションにつき短期的な節約ができることと、長期的な費用として更新手数料がかかることとで、どうすべきか迷う特許権者もいるかもしれません。

UPCの機構

UPCは、登録局を有する二審制の単独の裁判所です。登録局及び控訴裁判所はルクセンブルクに置かれますが、CJEUと関係があるわけではありません。控訴裁判所は、第一審判決（中間判決と最終判決のいずれも）についての控訴を取り扱います。他方、UPCの第一審裁判所の機構は、複雑です。基本的な考え方は、特許取消及び非侵害確認訴訟は中央部に提起されるが、権利侵害訴訟は権利侵害が起こった地域もしくは被告側が所在する地域に提起されるというものです。もっとも、中央部は権利侵害訴訟

を審理する広い管轄も有しており、地域部及び地方部は取消の反訴を審理することができます。

中央部の権利侵害訴訟の管轄に関して重要なのは、（減多にないケースですが）地域部や地方部から管轄された訴訟を審理することができるだけでなく、仮にある国に地域部または地方部が設けられていたとしたら、それらの部に提起されたであろう訴訟も取り扱うことができるという点です。すなわち、対象国が自国内に部を持たないことを選択する場合は、中央部が代わりに裁判管轄を有します。

現状では、参加国の約半数⁵は地方部か地域部を有することになる予定です。それゆえ、現在分かっている限り、多くの東欧や南欧諸国に被告が所在し、或いは侵害行為が行われた訴訟は、中央部に提起されることになるでしょう。

中央部の機構も単純明快なものではありません。というのも、政治的理由から裁判管轄権がパリ、ロンドン、ミュンヘンの3か所に分かれているからです（ミュンヘンについては、EPOとの関係はありません）。中央部は訴訟の対象によって分かれています。簡単に言うと、化学や製薬関連の訴訟はロンドンで取り扱われ、機械工学関連の訴訟はミュンヘンで審理され、それ以外は（中央部の公式本部でもある）パリに提訴されます。過去10年におけるEPOでの異議申立の割合からすると、訴訟の48%はパリで審理され、42%がロンドン、そして9%がミュンヘンで審理されることとなります。

中央部の業務の詳細な内訳については、当事務所のUPC専用マイクロサイト bristowsupc.com の Legislation and Document セクションをご覧ください。

訴訟が審理される場所は手続言語と無関係であることに注意が必要です。中央部での訴訟においては、訴訟の言語は特許出願で用いられた特許の言語になります。したがって言語については約75%が英語、約20%がドイツ語、そして約5%がフランス語になります。

中央部以外の部には2種類あり、地方部と地域部があります。地方部は個々の国によって設けられます。現状の予想では、地方部は以下の国に設けられる予定です。

ドイツ	イギリス
フランス	オランダ
ベルギー	アイルランド ⁶
デンマーク	フィンランド
オーストリア	イタリア
スロベニア	

⁵ 欧州特許の有効化（パリデーション）につき4番目に人気の国であるイタリアではなく、オランダが使われたのは、イタリアがこのパッケージの単一特許の部分に参加するのが遅かったからです。

⁶ アイルランドはまだ批准していません。

地域部は数カ国（隣接していなくてもよい）のグループによって設けられ、現状の予想では以下の国々によって共有される地域部が一つだけ設定される予定です。

スウェーデン	リトアニア
エストニア	ラトビア

他のいくつかの国々も協議中であるとの噂もありますが、現状、他には以下の国々の間で地域部が形成される可能性があります。

チェコ共和国とスロバキア
ハンガリー、クロアチア、スロベニア

もっとも、これらの協議はまだ実を結んでおらず、クロアチアに至ってはUPC協定に署名すらしていません。

国が地方部と地域部の両方を有することに関して制限はなく、イタリアは南欧部を設けようとしているとも一時は噂されました。

既に述べた通り、ある国が地方部を設けず地域部にも加わらない場合は、中央部が既定の地方部として機能します。

手続言語

中央部における手続言語は、特許の言語であることについては上述しましたが、地方部や地域部においては、訴訟の言語は異なる可能性があります。対象となる部によって変わる可能性があります。加盟国は、自国の部が使用する1つないし複数の言語を指定することができます。当然ながら、これまでに本件についての見解を示した大半の地方部及び地域部が、自国の1つないし複数の現地語が指定されることになると表明してきました。しかしながら、多く（大半）の国は、現地語に加え英語も使用する予定であると述べており、実際にスウェーデン／バルト地域部は英語のみで運営すると述べています。

重要な点として、言語に関し、規則委員会は「英語制限」アプローチとして知られる取決めを採用しました⁷。これは、裁判所が複数の言語を組み合わせで運営することを認める一方で、特許権者に言語の選択肢を提供するものです。現地語も使用できることが前提なので、これは特にドイツとフランスの地方部が英語も選択できるようにすることを促すことになるでしょう。

裁判官の構成

合議体の構成の規則は以下のようになっています。

中央部は、2名の異なる国籍の法律裁判官と1名の技術裁判官（国籍不問）から成ります。従って、例えば、ロンドンに所在する中央部の裁判所であるからといって、イギリス出身の英語がネイティブの裁判官が含まれるとは限らないことに注意が必要です。とはいえ英語で実施される裁判においては、実務的な理由から、そうなる可能性は高いでしょう。

地域部は、2名の現地の法律裁判官と1名の他の国籍の法律裁判官により構成されます。加えて、有効性が問題となる訴訟においては、国籍を問わない4番目の技術裁判官が加わることがあります。

これまでに相当数の特許事件を取り扱ってきた国の地方部では、裁判官の構成は地域部と同じです。そうでない場合は、1名の現地の法律裁判官と2名の他の国の法律裁判官、更に場合によっては国籍を問わない4番目の技術裁判官により構成されます。特許事件の件数については、過去3年のいずれの年においても年間50件を超えることが基準として示されています。しかしながら、「事件」の定義はありません。例えば、イギリスでの1つの事件は、ドイツでは複数の別々の訴訟となる可能性があります。長期的な平均値として、イギリスでの1件の事件はドイツでの2.5件の事件に相当すると計算されています。従って、この目的のためにどのような基準によって事件数をカウントするかはまだ明らかとなっておらず、「事件」の件数が、特許の件数、被告、及び権利侵害と有効性が両方とも問題になっているかどうかということに関わらず、単純な訴訟の数を意味するのであれば、オランダのように、特許訴訟の経験が豊富であることは間違いのないものの、50件の要件を満たさない可能性のある国にとっては、この問題は重要となりえます。

このような事件数の数え方の要件は、地方部にとって別の意味で重要になります。というのも、1つの国が設置できる地方部の数もこれらの要件によって決定されるからです。事件が100件を超えると次の100件ごとに新たな部の設置が認められるので、例えば300件以上の事件を抱える国は最大4部まで地方部を設置できます。どのような基準によっても、おそらくドイツは4つの部を設置することができますが、イギリスは、イギリス式の数え方だと1つの地方部しか設置できないことになり、ドイツ式の数え方をすれば3つか4つ設置できます。しかしながら、地方部における合議体の追加に関する制限はありませんし、関連する国内のどこに部を設置しても構わないため、このことが関係してくるかどうかについては現時点では不明です。

⁷ 規則第14条を参照

裁判管轄

UPC は全ての単一特許と既存及び将来の欧州特許についての裁判管轄を有します。裁判管轄は純粋に国内の特許庁で付与された国内特許には及ばず、他の知的財産係争にも及びません。特許の所有権に係る訴訟もしくはライセンスに関する係争は、単一特許についてのものであっても UPC に提起することはできません。但し、そのような問題は、特許の権利侵害や有効性に関わる訴訟の一部として決定される可能性があります⁸。

単一特許の権利侵害及び有効性に関する裁判管轄は単純明快です。特許が単一効を伴って付与されると、特許権者は UPC において権利行使をすることを取消不能な形で約したことになります。同様に、取消や非侵害確認の訴訟は UPC にのみ提起することができます。但し、EPO の異議申立て手続きには何の影響も及ぼさないため、相手方が異議を申し立てることは引き続き可能です。

特許が単一効を伴って付与されると、特許権所有者は UPC において権利行使をすることを取消不能な形で約したことになります。

7 年間（14 年まで延長可能）の移行期間終了後に出願される従来型（「古典的」とも呼ばれる）の欧州特許についての裁判管轄権もまた単純明快で、特許権者は同様に UPC において権利行使をすることを取消不能な形で約したことになります。同様に取消や非侵害確認の訴訟は UPC にのみ提起することが可能です。

もっとも、既存の欧州特許や移行期間中に申出される欧州特許については、下記で説明する通り状況は複雑で、少々不明確です。

移行期間

まず、移行に関する条項の「はっきりとした」意味について多くの見解が出されていますが、そのような明確であるとの主張については、反対せざるを得ません。UPC 協定が署名されてから、以下に述べるような移行期間の意味や実務についての従来の見解が次々と出されてきました。しかしながら、結局は裁判所（UPC だけでなく国内裁判所や CJEU も含めて）のみが意味についての決定を下すことができるので、他の意味が正しいと証明されることはないとは言えないのです。更に、これまで出された従来の意見は、以下で説明するように、特定の疑問に答えていません。繰り返しますが、裁判所の決定がない限り、はっきりしないのです。

移行に関する条項は、UPC 協定第 83 条にあります。主な条項は、第 83 条 1 項と 3 項です。これらの条項についての従来の見解は、第 83 条 3 項は、特許権者が（単一特許ではない）欧州特許と特許出願をこれらの特許（及びそれらから生じる全ての補充的保護証明書（SPC））の有効期間に亘って UPC の適用から除外することができるというものです。なお、適用除外の手数料はかかりません。

この適用除外は移行期間⁹の満了の 1 か月前までに UPC 登録局に登録される必要があります。重要なこととして、UPC の開始の数か月前から登録が可能となる「サンライズ期間」が設けられます。このサンライズ期間は 2018 年初旬に開始する見込みです。欧州特許が適用除外を受けた場合は、権利侵害訴訟であろうと取消訴訟であろうと非侵害確認訴訟であろうと、国内訴訟のみが可能となります。但し、その途中で国内訴訟が起こらなければ、いつでも適用除外を撤回することができます。適用除外とその撤回はそれぞれ一度だけ認められます。全ての所有権者が適用除外手続に同意する必要があり、（独占的であっても）ライセンシーは適用除外を登録することはできません。このように欧州特許が適用除外を受けた場合、UPC の裁判管轄権から外れるので状況は明確です。この解釈によれば、特許権者は、希望すれば、引続き既存の特許出願戦略を用いて、単一効による保護を求めずに個別の国につきバリデーションを行い、その後適用除外を受けて、特許の存続期間中は既存の国内制度を利用できるようにすることが可能であるということが明らかです。

欧州特許が適用除外を受けた場合は、国内訴訟のみが可能となります

第 83 条 1 項の従来の見解は、適用除外を受けず UPC 制度内に置かれる欧州特許（繰り返しますが単一特許ではありません）は、なお国内訴訟の対象となるというものです。これには少なくとも権利侵害訴訟と取消訴訟が含まれます。第 83 条 1 項には明示的に述べられていないため、従来の見解では、非侵害確認訴訟についても国内訴訟の対象となるのかどうかははっきりしません。但し、これは起草上の明らかな誤りでそのような確認訴訟は国内で提起されることが示唆されているという意見もあります。差止命令のような暫定的救済措置の申立てについても同様の疑問があります。おそらくそのような全ての訴訟は、まず国内で提起することが可能でしょう。

⁸ まだ完全に明確ではありませんが、そのような可能性があります。

⁹ 7 年の期間は、更に 7 年を上限に延長される可能性があります。

従来の意見に関する更に難しい問題は、適用除外を受けなかった場合に、同じ欧州特許について、国内訴訟と UPC 訴訟の両方を行うことが（仮にできるとして）どの程度までできるのかというものです。主な疑問は、UPC もしくは国内裁判所のどちらかでの訴訟は、他方での訴訟の可能性を排除するのか？というものです。もしそうであれば、UPC における欧州全域に及ぶ権利行使を防ぐために、潜在的な被告が一つないし複数の国内裁判所において特許の取消訴訟（や非侵害確認訴訟）を提起するという「UPC 魚雷攻撃 (torpedo)」を仕掛けることができることとなります。かかる「魚雷攻撃」訴訟がどの程度有効となるかは、主として改訂されたブラッセル規則の解釈（当然ながら CJEU の判断事項となります）と、UPC の決定は欧州特許が効力を有する参加国の全ての領域において効力を有すると規定する、UPC 協定 34 条の解釈によることとなります。

更に国内訴訟もしくは UPC 訴訟が特許権者を一つの制度に「閉じ込め」る場合、何か訴訟といえるのかに関する更に多くの細かい疑問が生じます。取消、非侵害確認、あるいは権利侵害の「本案訴訟」に限定されるのか、それとも訴訟前開示（証拠保全）又は仮差止（UPC または国内のどちらでも）といった暫定的救済のための本案訴訟前の申立ても訴訟になるのでしょうか？潜在的な被告は、単にプロテクティブ・レターを UPC が国内で提出するだけで、特許権者をその制度に「閉じ込め」てしまうことができるのでしょうか？イギリスに関しては、UPC 制度には類似のものがない、特許侵害訴訟を起こすとの不当な脅迫に対する訴訟がありますが、それは訴訟を構成するのでしょうか？有効な特許の侵害があるので、脅迫は正当化されるという抗弁が通常出されることを考慮するとどうでしょうか。そのような場合、特許権者は UPC で権利侵害訴訟を起こすと、イギリスでの訴訟において有効な特許についての権利侵害との抗弁を主張することができなくなるのでしょうか。

これら全ての問題に関して、制度が開始される前に UPC の裁判官予定者が明快な解釈を出してくれることが望まれます。

明確性をもたらす近時の進展として、準備委員会のウェブサイトに一連の Q&A 集が追加されました。これらは 2015 年 6 月に追加され、移行の取り決めについて詳細に述べています。歓迎すべきことですが、これらの Q&A 集の法的位置付けは Q&A 集の範囲と同様に、非常に限られています。

統一特許裁判所の機構の実務的な影響

先に述べた通り、本制度の意図は、被告側が現地で司法へのアクセスができるように、権利侵害については現地の部（地方部もしくは地域部）で判断されるべきだというものです。

現実とは異なったものになりそうですが、それは多くの国々で地方部や地域部が設置されないという理由だけではありません。多くの場合、権利侵害は広く分散しています。それゆえ特許権者は、通常、被告

の集団の中から被告を選択する、または権利侵害が行われる場所を選択することになるのです。したがって、特許権者は被告にとっての地理的便宜（あるいは不便さ）を考慮するだけでなく、訴訟で用いようとする言語や、訴訟において有利になるような手続上の命令を出す可能性といった、何らかの要因が潜在的に訴訟において有利となるのかどうかも考慮することになるでしょう。分かりやすい例として、方法特許の訴訟における開示命令の出されやすさがあります。合議体の構成やそれぞれの法的慣習を考慮して、（例えば）イギリスの部の方がドイツの部よりも開示命令を出す可能性が高いと考えられるかもしれません。

同様に、訴訟当事者（潜在的な権利侵害訴訟の被告が考えられます）が中央部¹⁰において先制措置を取ろうとする可能性もあり、その目的は係争を迅速に解決するためだけでなく、中央部で権利侵害を反訴すべきか、それとも他の部で権利侵害訴訟を起こすべきかという疑問を特許権者に突き付けるためであることもあります。

おわりに

UPC は 2018 年初夏に開始する可能性があり、すぐに始まることとなります。特許権者や法律実務家は、制度の詳細や残された疑問点に対する回答について議論を続けるでしょうが、現実問題として、全ての当事者が今すぐ準備に取り掛からなければなりません。

新制度を利用する可能性がある場合、検討すべき問題が数多くあります。

- 新しく付与される欧州特許を単一特許としてバリデーションすべきか、現状を維持してバリデーションすべきか
- 既存（又は将来の）「古典的な」欧州特許につき UPC の管轄からの適用除外を受ける（オプトアウトをする）べきか？
- 新制度に伴う費用はどうなるのかまた予算にどう影響するのか？
- 既存の又は将来のライセンス契約や提携契約にどう影響するのか？
- 全般的な特許戦略や事業戦略をどうするのか？

利用者の皆様は興味深い時代を目前にしています。進展が明らかになるのに伴って、皆様のお役に立てることを楽しみにしております。

¹⁰ 訴訟当事者は地方部や地域部に先制措置を求めることはできず、中央部においてのみ可能です。

Bristows のサービス

Bristows は UPC 開始に先立ってお客様が今行うべき準備に関するアドバイスを行うのに理想的な位置付けにあります。

これには以下が含まれます。

- 適用除外等のあらゆる UPC の問題を考慮した、既存のライセンス（ライセンスするものとされるもの）や合弁契約の見直し
- UPC の問題を考慮したライセンス及び合弁条項の標準フォームのアップデート
- 保有している、もしくはライセンスを受けている特許について UPC の適用除外を受けべきかどうかの検討
- UPC の開始が近づく中での、潜在的な訴訟戦略（攻撃的及び防衛的）の検討

欧州の全ての弁護士が、全ての国の全ての部を含めて、UPC における訴訟で当事者を代理する権利を有することになります。Bristows は、ロンドンの地方部であっても、他のどこの部であっても、お客様が訴訟を起こすに際して、お客様にとっての最善の選択肢についてアドバイスを行います。

当事務所の UPC へのコミットメントの一環として、当事務所ではリアルタイムで草稿段階の規則の下での一連の模擬訴訟を行いました。

詳細については、当事務所の専用サイトをご参照ください。

bristowsupc.com

本書に含まれる情報は 2017 年 8 月 29 日時点のものであり、一般的な参考情報の提供のみを目的としています。本書に含まれる事項についての更に詳しい情報をご希望でしたら、upc@bristows.com あるいは貴殿が通常お付き合いをされている Bristows の弁護士宛てにメールをお送りくださるか、+ 44 (0) 20 7400 8000 までお電話ください。

連絡先

[Alan Johnson](#)

alan.johnson@bristows.com

[Andrew Bowler](#)

andrew.bowler@bristows.com

[Brian Cordery](#)

brian.cordery@bristows.com

[Dominic Adair](#)

dominic.adair@bristows.com

[Edward Nodder](#)

edward.nodder@bristows.com

[Fiona Nicolson](#)

fiona.nicolson@bristows.com

[James Boon](#)

james.boon@bristows.com

[Laura Anderson](#)

laura.anderson@bristows.com

[Liz Cohen](#)

liz.cohen@bristows.com

[Matthew Warren](#)

matthew.warren@bristows.com

[Myles Jelf](#)

myles.jelf@bristows.com

[Richard Pinckney](#)

richard.pinckney@bristows.com

[Robert Burrows](#)

robert.burrows@bristows.com

100 Victoria Embankment
London EC4Y 0DH
T +44(0)20 7400 8000
bristows.com
bristowsupc.com

